

令和4年6月30日（木）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社銭高組（所在地 大阪府大阪市）
及びアイサワ工業株式会社（所在地 岡山県岡山市）に対して、
指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 横浜海事記者クラブ
竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

カハラ トシキ
河原 利幸 （内線2511）

○総務部契約課課長補佐

コバヤシ カズオ
小林 和生 （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1
電話048-601-3151（代）

総務部契約管理官

タグチ ミコ
田口 由美子 （内線5880）

総務部経理調達課長

イワニ トモヒコ
磯谷 智彦 （内線5870）

横浜市中区北仲通5-57
電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社銭高組	大阪府大阪市西区西本町2-2-4
アイサワ工業株式会社	岡山県岡山市北区表町1-5-1

2. 指名停止措置期間

令和4年6月30日から令和4年7月29日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

（株）銭高組の元名古屋支店長及びアイサワ工業（株）の名古屋支店長は、防衛省近畿中部防衛局発注の航空自衛隊岐阜基地（岐阜県各務原市）内における建設工事を巡り、令和4年5月31日、公契約関係競売等妨害の罪で名古屋地方検察庁に在宅起訴された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者らの元一般役員ら（元支店長ら）が公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第8号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第8号>

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内